

けんみん みなさま  
県民の皆様へ

りょういくてちょう さいはんてい きげん ねんえんちょう  
療育手帳の『再判定の期限を1年延長』します。

こんかい しんがたころ なういる すかんせんしょう みなさま けんこう せいかつ まも  
今回の新型コロナウイルス感染症から皆様の健康、生活を守るために、

りょういくてちょう さいはんてい はんていきげん ねんえんちょう  
療育手帳の再判定の判定期限を1年延長します。

たいしょう はんていきげん れいわ ねん がつ れいわ ねん がつ あいだ きげん  
対象となるのは、判定期限が令和2年3月から令和3年2月までの間に期限を

むか かた  
迎える方です。

てちょう きさい じかいはんていねんげつ ねん あいだ はんてい う  
手帳に記載されている次回判定年月より1年の間に判定を受けていただきま

すので、お住いの市町の福祉担当窓口にご相談ください。

しんせい さい さいはんてい にちじ ちょうせい  
申請の際は、再判定の日時の調整をいたします。

りょういくてちょう しょうがいていど はんてい けっか くぶん さだ  
＊療育手帳の障害程度は判定の結果により区分が定まります。

はんてい けっか かくしゅさーびすりよう ひつよう ばあい  
＊判定の結果は各種サービス利用に必要な場合もあります。

佐賀県総合福祉センター

判定機関：佐賀中央児童相談所

判定機関：北部児童相談所

判定機関：知的障害者更生相談所